

特別支援学級の通学区域に係る指定校変更基準の限定的緩和について

1 現状と課題

第二小学校自閉症・情緒障害特別支援学級(さくら学級)は開級した令和3年度の2学級から令和4年度には3学級となった。現在も入級希望者は増えているが、学校運営において4学級(最大32人)以上の発達障害の特性のある児童が指導を受け、学習活動を行うことは適正な範囲を超えることから、定員を3学級(最大24人)までとせざるを得ない。

これに伴い、定員を超える第二小学校の通学区域在住者に就学支援等検討委員会で「自閉症・情緒障害特別支援学級」への就学が適当であると判定がでた場合、待機児童が発生することとなり、救済措置が必要である。

2 設置校における学級数の上限を超えることによる待機児童対応策案

(1) 長期的な対応策案

※いずれも、その対応の是非・可否から丁寧に検討を進める必要がある。

- ① 特別支援学級(自閉症・情緒障害特別支援学級)の増設
- ② 特別支援学級の通学区域の変更

(2) 短期的な対応策案

① 指定校変更基準の限定的緩和

「立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の指定校変更の取扱いに関する要綱」(指定校変更要綱)に特例を定める要件を定め、第二小学校特別支援学級から大山小学校特別支援学級への指定校変更について、第二小学校特別支援学級への入級希望者が定員を超え、大山小学校特別支援学級が定員(2学級・最大16人)に達していない場合について認めることとしたい。

立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の指定校変更の取扱いに関する要綱に定める、委員会が特に必要と認める要件

令和4年10月11日 教育長決定

立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の指定校変更の取扱いに関する要綱(平成30年4月1日教育長決定)第2条ただし書きに定める、委員会が特に必要と認めるものとして下記の要件を定める。

記

- 1 必要と認める要件 第二小学校特別支援学級から大山小学校特別支援学級への指定校変更について、第二小学校特別支援学級への入級希望者が定員を超え、大山小学校の特別支援学級が定員に達していない場合について認める。
- 2 対 象 第二小学校特別支援学級の通学区域内に住所を有し、立川市就学支援等検討委員会で「自閉症・情緒障害特別支援学級への就学(転学)が適当」と判断された児童のうち、自閉症・情緒特別支援学級への就学もしくは転学を希望したが定員を超えたため入級待機となった児童。
- 3 期 間 就学もしくは転学の期日を令和5年4月1日とするもの及び転入の期日を令和5年4月1日～令和6年3月31日とするもの
- 4 理 由 第二小学校特別支援学級は開級した令和3年度の2学級から令和4年度には3学級となった。現在も入級希望者は増えているが、第二小学校には余裕教室はほとんどなく、学校運営においても4学級(最大32人)以上の発達障害の特性のある児童が指導を受け、学習活動を行うことは適正な範囲を超えることから、定員を3学級(最大24人)までとせざるを得ない。これに伴い、定員を超える第二小学校の通学区域在住者に就学支援等検討委員会で「自閉症・情緒障害特別支援学級」適の判定がでた場合、待機児童が発生することとなり、この救済措置が必要であるため。
- 5 そ の 他 この要件は、その必要がなくなると判断するまで、毎年度その適用期間について検討を行うこととする。

以上